

東京都福祉保健財団の今とこれからをお知らせする

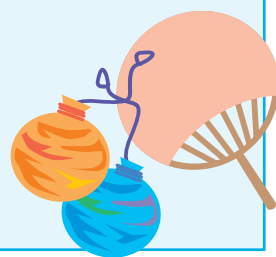
ふりっし



「ふりっし」は、読者の皆様に、東京都福祉保健財団について知っていただき、より連携を深めていくための「架け橋」となるよう名付けました。

今号の 内 容

- 【特集】高齢者虐待事例分析報告会を開催しました…………… 1・2
- 家庭的保育者現任研修がスタートしました…………… 2
- 福祉用具・住宅改修に関する支援を行っています…………… 3
- 社会福祉施設等の安全・安心をサポートします…………… 3
- 東京都健康プラザ ～「ウェルネスエイジ」施設利用の御案内～…………… 4



特 集

～高齢者権利擁護推進事業～

高齢者虐待事例分析報告会を開催しました

平成21年度から、東京都より受託している「東京都高齢者権利擁護推進事業」では、昨年度「高齢者虐待事例分析検討委員会」（以下、「検討委員会」とします。）を設置し、養護者による高齢者虐待支援困難事例の調査・検討・分析を行ってまいりました。

その検討・分析内容を、本年3月に「高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」（以下、「報告書」とします。）としてまとめ、このたび、東京都福祉保健局主催による「高齢者虐待事例分析報告会」が、平成25年6月6日（木）都庁第一本庁舎大会議場において開催されました。

報告会では、事務局（人材養成部福祉人材養成室高齢者権利擁護支援センター、以下「高齢者権利擁護支援センター」とします。）を代表して川端伸子センター長より、「養護者による高齢者虐待対応のポイント」と

して、検討委員会における事例分析の経緯について説明の上、報告書でまとめた高齢者虐待の現状と対応上の課題、ポイントの整理について説明をいたしました。

その後、検討委員会より5名の委員が順番に御登壇くださり、各委員からは、1年間の検討・分析に基づき「本人保護と養護者支援」「本人の拒否への対応」「養護者の拒否への対応」「ネットワークとチームアプローチ」「関係機関との協力」といった、高齢者虐待に対応するうえで特に困難性が高い課題について、御専門の立場から、具体的なお話がありました。



▲川端伸子センター長、池田恵利子委員



▲岸恵美子委員、小嶋珠実委員、山田祐子委員、滝沢香副委員長



▲「高齢者虐待事例分析報告会」

特集 高齢者虐待事例分析報告会を開催しました

当日は、高齢者虐待対応機関である、区市町村及び地域包括支援センターから、362名の参加をいただきました。参加者のアンケートからは「委員のお話をもう少し聞きたかった」「報告書の内容の解説をもっと具体的に聞きたかった」等、時間をかけて、じっくりと聞くことができる機会を希望する感想を数多くいただきました。また、「自治体・地域包括支援センターの担当者同士の意見交換や情報交換ができるような連絡会の設置を東京都で考えてほしい」といった提案もいただきました。

報告書については「内容が良くまとめられているので、すぐ実践に活用していきたい」「実際の対応で有効に活用したい」等の声が寄せられました。

このような、都道府県が高齢者虐待事例を調査分析・検討する委員会を設置し、その検討内容についてとりまとめたものを報告書として発行することは、日本で初めての取り組みです。

本事業の事務局である高齢



▲「高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」

者権利擁護支援センターでは、区市町村等からの年間約800件の相談への対応を行いながら、高齢者虐待防止及び対応を適切に行うために必要な専門的研修の実施をととして、区市町村及び地域包括支援センターへ的高齢者虐待をはじめとする高齢者の権利擁護に関する専門的支援を行っております。

こうした支援の一つとして、このたび、高齢者虐待対応の現場で生じている様々な課題や困難性について、実際の事例に基づき、各分野の専門家である検討委員会の委員と共に、多角的な視点から分析・検討を行い、具体的な方法や解決策について報告書としてまとめたことは、大変意義のあることです。

今後も、東京都で取組む高齢者虐待防止における体制整備等に関する事業を積極的に運営するとともに、都民一人ひとりの「その人らしい生活」を支える一助になれるよう、取組んでまいりたいと思います。

最後に、検討委員会における検討事例の調査に御協力をいただきました、区市町村及び地域包括支援センター、関係機関等の皆様に心から御礼申し上げます。

福祉人材養成室 高齢者権利擁護支援センター

☎03-5206-8740

家庭的保育者現任研修がスタートしました

～保育人材育成研修事業～

平成25年6月2日（日）より「家庭的保育者現任研修」がスタートしました。

東京都をはじめ大都市圏では、多様な保育ニーズへの対応や待機児童解消に向け様々な施策を展開しています。その一つに、家庭的保育事業があります。

平成22年4月の児童福祉法改正により国の制度として位置づけを得た家庭的保育とは、保育や育児の経験が豊かな方を区市町村が家庭的保育者に認定して、自宅または区市町村が指定する場所において家庭的な雰囲気です。

当財団では、東京都から委託を受けて、家庭的保育者の資質の向上を図るため、必要な知識や技術の習得を目的に、本研修を実施しています。

本研修は、6月から7月にかけて計3日間のコースで行い、6月2日に開催した1日目の研修では、56名の受講者が参加しました。大阪教育福祉専門学校講師 上村康子氏やNPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 鈴木道

子氏等による講義とグループワーク等、多彩な講師による研修を行いました。

参加者からは、「都の児童福祉行政について知ることが出来る大変有意義な研修だった」「いろいろな家庭的保育者と交流ができてよかった」等の声が寄せられました。当財団では、この他にも家庭的保育者認定研修（7日間コース、40時間）、家庭的保育者基礎研修（4日間コース、19時間）、を実施し、家庭的保育者を養成するとともに、サービスの質の向上に向けた支援を行っています。



▲保育者現任研修（1日目）の様子

福祉人材養成室 保育人材育成研修事業担当

☎03-5206-8770

福祉用具・住宅改修に関する支援を行っています

～福祉情報提供事業～

加齢により身体機能の低下した方、麻痺や障害のある方（以下、「利用者」とします。）は、寝起きや歩行（移動）、トイレやお風呂等、日常生活のあらゆる場面での動作に不自由を感じていたり、転倒の不安や骨折等の危険性という課題を抱えて過ごしています。

介護保険法や障害者総合支援法に基づく訪問介護等の利用も必要と思われそうですが、時間帯やサービス提供回数等に、おのずと限界があり、「福祉用具」の活用が問題解決の鍵となる例が少なくありません。

福祉用具は、寝起きや立ち上がり
を補助する介護
ベッドや手すり、
歩行や移動を補助
する杖、歩行器、
車いす等をはじめ



▲福祉用具

として、利用者の低下・喪失した身体機能を補い、今できる動作を活かして、自分の意思で、自立した日常生活を行えるよう支援し、また、家族等介護者の負担を軽減するために大変有効な資源です。

ところが、若くて健康な時には必要とされないため、福祉用具の正しい選び方、安全な使い方を理解している方は極めて少数です。

自分の身体にあっていないために本来の便利さ、使い

心地の良さが得られないことや使い方を間違えると事故の危険があることも十分には知られていません。

当財団では、相談支援を担当する区市町村主管課や地域包括支援センターの職員、地域のケアマネジャーや福祉用具専門相談員等、利用者に直接支援を行っている皆さんを対象に



▲講習会の模様

利用者にさらに適切なサービスが提供されるよう、講習会の実施をとおして、福祉用具・住宅改修についての正しい知識の普及に努めています（平成24年度延べ受講者約1,000名）。

また、利用者からの相談対応にあたって不明な点等がある場合に解決のお手伝いをする専門相談を行っています。

さらに、利用者の身体状況やお住まいの状況、周辺環境等を総合的に検討することが必要で、電話による相談だけでは解決の難しいケースについては、利用者宅を訪問して福祉用具の選定や適合、住宅改修等の対応策を提案する「技術支援」も行っています。

福祉用具や住宅改修等についての御質問、御相談はお気軽にお問い合わせください。

福祉情報室 地域支援担当

専門相談・技術支援
講習会・その他

☎03-3260-8230
☎03-5206-8775

社会福祉施設等の安全・安心をサポートします

～社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業～

首都圏では今後30年以内に大地震が発生する確率は70%と言われており、地震発生時に自力での避難が困難な方が多く利用される高齢者施設や保育所等の耐震化は重要な課題ですが、その耐震化率は約8割にとどまっています。

当財団では、東京都からの委託を受け、未耐震の社会福祉施設等に対して職員が電話や訪問を行い、耐震化の必要性や各種助成制度について御案内し、また、施設からの要請に応じて、建築士の資格を持つアドバイザーを無料で派遣して技術的な助言を行っています。

施設へ訪問した際に「東日本大震災の時も被害がなかったの、耐震補強しなくても大丈夫」「利用者が居るので、工事は難しい」等、耐震化に消極的な御意見をいただくこともあります。そのような場合でも、耐震化の検討を進めていただけるよう、耐震診断の必要性や、騒音の少

ない工法等様々な技術があること、また、専門のアドバイザーが相談に応じられること等を御説明しています。



アドバイザー派遣では、設計図書と現場調査をもとに簡易診断を行い、現状での耐震性がどの程度で、それによるリスクがどういったものかを提示します。そのうえで、リスクを解消するために行う耐震診断・改修に係る概算費用、施設等の実状に応じた工法、工事期間中に想定される利用者等への配慮など、様々な課題に対し、より専門的かつ具体的なアドバイスを行っています。

東京都が実施する耐震改修補助事業は平成27年度まで、耐震診断補助事業は平成25年度までの予定です。社会福祉施設等の耐震強度や、耐震診断・耐震改修に関すること等、不明な点は、ぜひ一度御相談下さい。

運営支援室 耐震化促進事業担当

☎03-5206-8756

東京都健康プラザ

～「ウェルネスエイジ」施設利用の御案内～

東京都健康プラザ「ハイジア」内にある「ウェルネスエイジ」は、区市町村が行う健康づくり事業や都民の皆様の健康づくりの場として御活用頂ける施設です。
プール等の運動施設のほか、研修施設の貸出も行っております。
皆様の御利用をお待ちしています。



施設の概要

運動施設

【個人利用について】

●対象者18才以上

※初回登録時に健康保険証又は運転免許証等本人であることが確認できるものが必要

●料金 1回700円

※回数券（11枚綴り7,000円）

●利用施設

運動施設の利用が可能

（プール、マシンフロア、エアロビフロア、ランニングデッキ等）

この他、プールレーン貸しや、団体貸出も行っています。詳しくはホームページを御覧ください。



▲プール



▲マシンフロア



▲エアロビフロア

研修施設

●研修室A（50名程度）

研修室B（30名程度）

※A・B合わせて利用可能

●会議室（30名程度）

【利用料金について】

研修室A 4時間あたり 10,000円

研修室B 4時間あたり 5,000円

（研修室A、B併用時は15,000円）

会議室 4時間当たり 5,000円



▲研修室A・B



▲会議室

開館日時：火曜日～土曜日
（研修施設は月曜日～土曜日）
9：00～17：00

問合せ先

「ウェルネスエイジ」

☎03-5285-8000

（新宿区歌舞伎町2-44-1
東京都健康プラザ
「ハイジア」4階）

ホームページ

http://www.fukushizaidan.jp/htm/010wellness/10well_index.html

平成25年度第1回理事会・評議員会が開催されました

- ◆平成25年6月10日（月）平成25年度第1回定時理事会
 - ◆平成25年6月26日（水）平成25年度第1回定時評議員会
- 上記日程にて、理事会・評議員会が開催され、平成24年度事業報告及び決算報告等の議案について、承認されました。



▲6月10日理事会

25年度
新規

生活サポート特別貸付

アフターフォロー事業

「生活サポート特別貸付事業」（平成23年度をもって貸付終了）の償還事務を行うとともに、貸付を受けた方に対して生活相談と就労支援を行います。

編集後記

～神楽坂の下から～

夏と言えば夏祭り！！私たちが働くすぐそばの神楽坂でも毎年7月下旬に「神楽坂祭り」が行われると夏が来た実感します。神楽坂もこの時期はいつも以上に人が多くなり、活気に満ちています。やっぱりお祭りはいいですね。一方、夏で怖いのが食中毒や熱中症です。こまめな水分補給や外出時は天候にあった服装をするなどして、暑い夏を元気に乗り越えましょう！